

県民経済計算の基準改定について

国民経済計算では、「2019年度(令和元年度)国民経済計算年次推計」(令和2年12月公表)において、「平成27年(2015年)産業連関表」や詳細な各種基礎統計の取り込み、推計手法の見直しや各種概念の見直しなどによる「2015年(平成27年)基準改定」が行われました。

県民経済計算は国民経済計算に準拠していることから、この「令和元年度宮城県民経済計算年報」から、2015年(平成27年)基準に対応した推計結果を公表しています。

なお、2015年(平成27年)基準改定の概要は以下のとおりです。

○ 2015年(平成27年)基準改定の概要

1 参照年

参照年(デフレーターが100になる年)を、2011年(平成23年)から2015年(平成27年)に変更しました。

2 推計対象期間

平成23年度以降

国民経済計算では、1994年(平成6年)以降の計数について改定(遡及改定)していますが、県民経済計算では、利用可能な基礎資料の制約などから、平成23年度以降の計数を遡及改定しています。

推計対象期間を超える長期のデータを参照する場合は、過去の基準の計数を繋げて使用しますが、それぞれ推計方法や統計表の表章などが異なるため、単純な比較はできませんので御注意願います。

3 概念や推計方法の改定

(1) 改装・改修(リフォーム・リニューアル)は総固定資本形成として記録

従来、全て中間消費とされていた建設補修の産出額を、「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」と「維持・管理」に分割し、「改装・改修(リフォーム・リニューアル)」分を新たに総固定資本形成とするようになりました。

(2) 分譲住宅販売マージン等は総固定資本形成として記録

これまで推計の対象外であった、分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料を新たに推計し、総固定資本形成として記録するようになりました。

(3) 娯楽作品原本を総固定資本形成として、著作権等サービスを産出として記録

娯楽作品原本(映画原本、テレビ番組原本、音楽原本、書籍原本)を新たに産出額に追加し、総固定資本形成として記録するようになりました。同時に、著作権の使用に対する受払を、従前の「賃貸料(財産所得)」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録するようになりました。

(4) リース区分(フィナンシャルリースとオペレーティングリース)に対応した資産の記録

フィナンシャルリースについて、サービスを提供する主体を金融機関とし、FISIM産出額を新たに記録するようになりました。取得した固定資産については、取得した各産業に記録するようになりました。

(5) 住宅宿泊事業についての記録

住宅宿泊事業(いわゆる「民泊事業」)の産出額の推計を新たに行い、記録するようになりました。

(6) **中央政府等の扱い変更**

中央政府及び全国社会保障基金（あわせて「中央政府等」とする）の県内の地域事業所は域外^{*}に属するため、財産所得・経常移転の受取・支払は記録しないようになりました。

※域外：他県の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域。